

金融円滑化管理方針

第1条（目的）

本方針は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の趣旨に基づき、健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つであることと踏まえ、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の顧客の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。）や貸付条件の変更等に努めなければならない。特に、株式会社地域経済活性化支援機構法第64条の規定の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められる。そして、資金供給者としての役割のみならず、債務者に対する経営相談・経営指導等を通じて、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の債務者の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことを目的として定めるものである。

第2条（定義）

金融円滑化とは、以下の1. から5.をいい、金融円滑化管理とは、当行が適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するという観点から、以下の1. から5.を達成するために必要となる管理をいう。

1. 顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
2. 債務者の経営実態等を踏まえて、適時適切に外部専門家や外部機関、他の金融機関等と連携し、経営相談・経営指導および経営改善に関するコンサルティング機能を発揮することの確保
3. 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保
4. 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応が適切に実施されることの確保
5. その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると当行において判断した事項が適切になされることの確保

第3条（取締役会および取締役の責任と役割）

1. 取締役会は、本方針を組織全体に周知させる責任を負う。また、信用リスク管理方針や顧客保護等管理方針等が金融円滑化管理方針と整合を確保するよう配慮する。
2. 取締役は、金融円滑化が当行の信頼の維持、業務の健全性かつ適切性の確保のため必要不可欠であること及び債務者に対するコンサルティング機能の発揮を経営課題として明確に認識し、主導性を十分に発揮して、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための基本方針、その他必要と考えられる規程等を策定し、職員等に徹底する。特

に、自らの担当する業務に関し留意すべき金融円滑化を図る上での問題点を認識し、業務の適正な運営に万全を期す。

3. 金融円滑化管理の担当取締役は、金融円滑化管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当行の金融円滑化の状況を的確に認識し、適正な金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けた方針・具体的な方策の検討を行う。特に取引先企業に対する経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を積極的に行うことは、当該企業の経営改善を通じて自らの信用リスク削減に資するものであることを認識し、上記取組みを積極的に支援する方針および具体的な方策の検討を行う。
4. 取締役は債務者に対するコンサルティング機能の発揮の取組みに関する評価・改善に積極的に取組み、必要に応じてコンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割りを、組織全体として継続的かつ着実に遂行できるよう、必要な態勢の整備に努める。
5. 取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、金融円滑化管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、随時に見直しを行う。

第4条（具体的取組方針）

1. 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する適切な審査（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む）が行われる態勢を確保する。
2. 債務者に対する経営相談・経営指導および債務者の経営改善に向けた取組みに関する適切な支援体制を確保する。
3. 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力の向上に向けた取組みを整備する。
4. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明（融資謝絶時の対応を含む）に関して、適切かつ十分な態勢を確保する。
5. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望および苦情に対して、適切かつ十分な態勢を確保する。
6. 債務者からの貸付条件の変更等の申込み、特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下「事業再生ADR手続」という。）の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ることを確保する。
7. 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ることを確保する。
8. 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第24項に規定する特定認

証紛争解決事業者をいう。)より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう適切に対応することを確保する。

9. 地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意の求めに適切に対応することを確保する。
10. 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力することを確保する。
11. その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると取締役会において判断した事項が適切になされることを確保する。

第5条（内部規程・組織体制の整備）

1. 取締役会は、金融円滑化管理に関する取決めを定めた「金融円滑化管理規程」を、金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する責任者（以下「金融円滑化管理責任者」という。）に策定させ、金融円滑化管理方針に合致することを確認した上で承認し、組織内に周知する。
2. 取締役会は、金融円滑化管理責任者を設置し、その責任および権限を明確化し適切な役割を担わせる態勢を整備する。金融円滑化管理責任者には、その業務に関し十分な知識および経験を有する人員を充てる。
3. 取締役会等は、金融円滑化管理の必要性が存在する部門・部署・職員等に対し、遵守すべき規程・マニュアル等を周知させ、遵守させる態勢を整備する。また、金融円滑化管理責任者に遵守すべき規程・マニュアル等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示する。
4. 取締役会は、金融円滑化管理責任者を通じ、営業推進部門や与信管理部門等に金融円滑化に関する担当者を配置し、金融円滑化管理責任者と連携させる。
5. 取締役会等は、金融円滑化管理責任者を通じ、金融円滑化管理の必要性が存在する外部委託先において、金融円滑化管理の実効性を確保する態勢を整備する。
6. 取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、金融円滑化管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直す。

第6条（報告・承認態勢の整備）

1. 取締役会等は、報告事項および承認事項を適切に設定した上で、金融円滑化管理責任者に定期的にまたは必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、または承認を求めさせる態勢を整備する。特に、経営に重大な影響を与える、または顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し、速やかに報告させる態勢を整備する。

2. 取締役会は、監査役へ直接報告すべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で金融円滑化管理責任者から直接報告させる態勢を整備する。
3. 取締役会等は、内部監査部門に、金融円滑化管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目および実施手順を定めた要領ならびに内部監査計画を策定させた上で承認する。

第7条（評価・改善活動）

1. 取締役会等は、監査役監査、内部監査および外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての金融円滑化管理の状況に関する情報に基づき、債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善支援を含め、金融円滑化管理の状況を的確に分析し、金融円滑化管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証する。
2. 取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、金融円滑化管理の状況に関する報告・調査結果を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直す。
3. 取締役会等は、分析・評価および検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定し、これを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点および態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備する。
4. 取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備する。
5. 取締役会等は、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直す。

第8条（改廃）

本方針の改廃は、規程等管理に関する規程に基づき行う。

平成 22 年 1 月 29 日 制 定
平成 22 年 4 月 1 日 改 正
平成 23 年 8 月 10 日 改 正
平成 25 年 10 月 25 日 改 正